

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内 ご検討・お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

第一フロンティア生命では、お客さまの利便性の向上のため、Web版「ご契約のしおり・約款」※をおすすめしています。

※Web版「ご契約のしおり・約款」とは、第一フロンティア生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容を定めたものになります。



スマホ
などから

右記コードを
読み取り、
アクセスして
ください

＜しおり・約款用＞



パソコン
などから

- ① 第一フロンティア生命ホームページ
(<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)にアクセスし、
「ご契約者向けサービス・お手続き」をクリック
- ② 「Web版ご契約のしおり・約款」をクリック
- ③ 検索番号「04931」を指定し、検索するをクリック

※冊子で「ご契約のしおり・約款」をご希望される場合は、後日、第一フロンティア生命よりお送りいたします。

公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。
金融庁ホームページに、民間保険と関係のある公的保険制度について紹介されています。



くわしくは、
左記コードから
ご確認ください。

第一フロンティア生命の「お客さま第一の業務運営方針」

お客さま一人ひとりの「幸せ」を想い、その人生に寄り添う最良のパートナーとして選ばれ続けるため、
Daiichi Lifeグループの「お客さま第一の業務運営方針」に基づき、取組みを推進していきます。



くわしくは、
左記コードから
ご確認ください。

この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先【第一フロンティア生命0120-876-126】までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

※募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

【募集代理店】

【引受保険会社】

第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 比谷フォートタワー
ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル **0120-876-126**
営業時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

'26年4月版

（株）B25F5333(2026.01.20) F6107-08 '26年3月作成 ラ

第一フロンティア生命の定額年金

しんきんらいふ年金DF

プレミアカレンシー3

積立利率変動型個人年金保険(19)(通貨指定型)

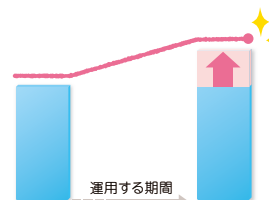


大切な資産をしっかりとふやせる2つのプラン

基本プラン

確定利回りで…

- ✓ 確実にふやせる
- ✓ 万一にもしっかり備える

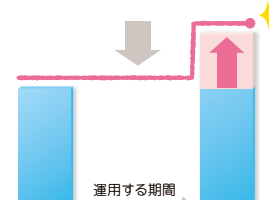


▶ P3・4

満期重視プラン

満期まで待てば…

- ✓ 受取額が大きく増加
- ✓ つかう時期を決めた運用におすすめ



▶ P5・6

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。



商品紹介動画
配信中です！



個人年金保険のお申込みは当金庫へ

【引受保険会社】

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

第一フロンティア生命
Daiichi Life Group

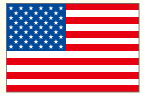
1.この商品は、預金保険制度の対象ではありません。 2.この商品は、預金と異なり元本の保証はありません。

プレミアカレンシー3は、「通貨」と「プラン」の 組み合わせで、お客さまのニーズにお応えします！

1 「通貨」をえらぶ

☑ 円より高い金利が期待できる外貨

為替リスクはありますが、
外貨の金利で資産をふやします。



米ドル



豪ドル

☑ 為替リスクのない円貨

外貨より金利は低い傾向ですが、
為替リスクのない安心感があります。



円

2 「プラン」をえらぶ

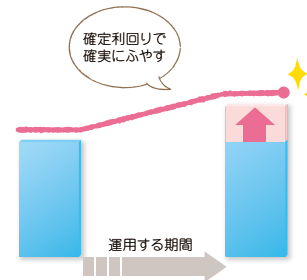
基本プラン

確定利回りで
確実にふやします。
外貨の場合、
目標値を設定できます。



運用期間中の
万一にも備えられるね！

イメージ



☑ 年金原資額

確定利回りで、確実にふやします。

☑ 死亡給付金額

一時払保険料以上となります。

☑ 解約返還金額

一時払保険料を下回ることがあります。

P3・4へ

満期重視プラン

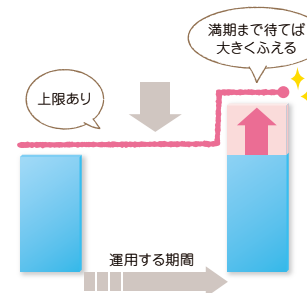
死亡給付割合 **100%**

満期まで待てば、
基本プランより
受取額が大きくふえます。



万一の保障はへらさずに、
長生きに備えられるわ！

イメージ



☑ 年金原資額

「基本プラン」と比べて、大きくなります。

☑ 死亡給付金額

一時払保険料の100%とします。

☑ 解約返還金額

一時払保険料を上回ることはありません。
(一時払保険料の100%が上限)

P5・6へ

基本プラン

満期重視プラン

満期重視プラン

死亡給付割合 **100%**

死亡保障・解約返還金を抑え、満期時 の受取額をより大きくしたい方へ

* 死亡時の保障を抑え、その分を生きている加入者の受取りに回すことで、年金原資額を大きくするしくみです。(トントン年金)

ご選択例

自営業なので
公的年金の上乗せを考えたい。
家族への保障はあまり減らさず、
満期時の受取を大きくしたい。



家族に“のこす”お金は、
終身保険で準備済み。
自分の長生きに備えたいなあ…



〇年後にまとまった
資金を準備したい。
その間の医療費などは、
“別で”確保しているので。



ステップ1

運用する通貨・期間をきめる

- “円より高い金利が期待できる外貨”、
“為替リスクのない円貨”どちらかを選びます。
- 何年後に受け取りたいか、運用する期間を選びます。

ステップ2

保険のしくみで、 年金原資額を大きくしてお受取り

運用期間中、死亡給付金額・解約返還金額を抑えることで、
運用期間満了時の年金原資額が大きくなります。

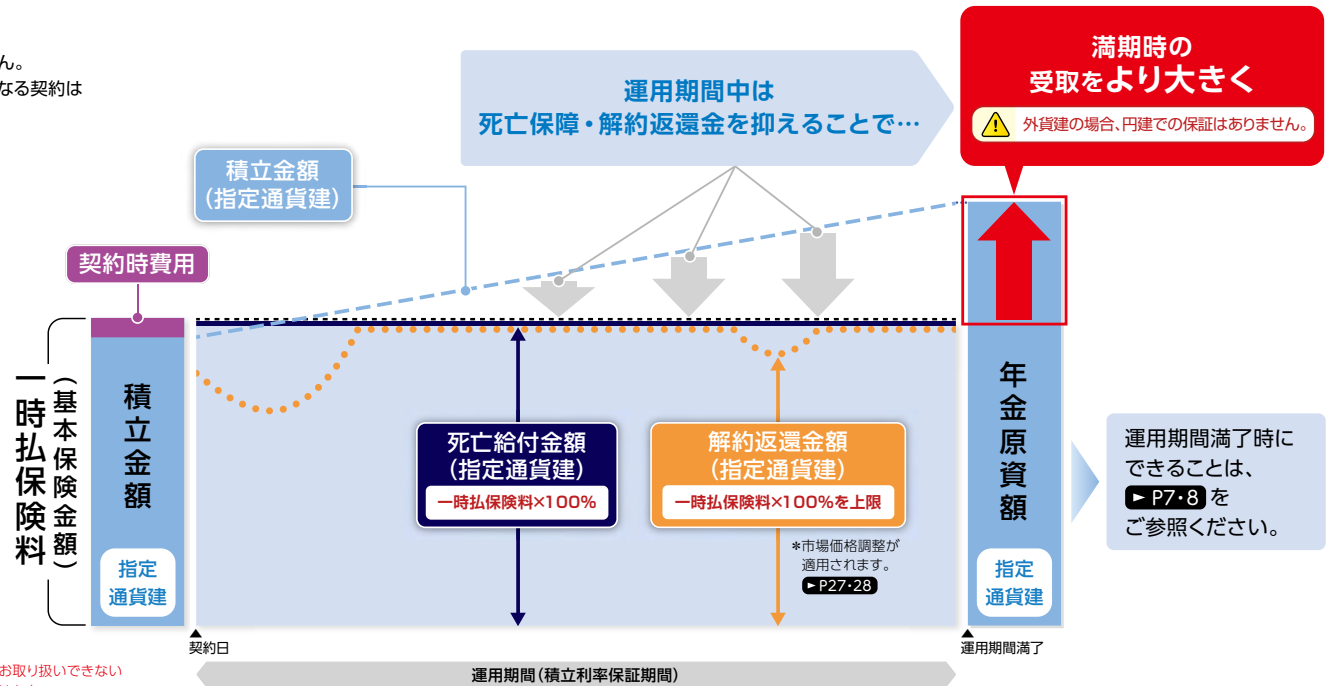
しくみ図(イメージ)

- ⚠ 目標値の設定はできません。
- ・ご契約者と被保険者が異なる契約は
取り扱いません。

〈選択できるパターン〉

指定通貨	運用期間
米ドル 豪ドル	5年
	10年
円	5年
	10年
	15年
	20年

* ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない
指定通貨・運用期間・年齢・性別があります。



* 上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などを保証するものではありません。

指定通貨	米ドル・豪ドル		円			
運用期間	5年	10年	5年	10年	15年	20年
契約年齢	0～90歳	0～85歳	0～90歳	0～85歳	0～80歳	0～75歳
契約時費用	3.5%	4.1%	1.5%	2.2%	2.2%	2.2%



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動 などによって損失が生じるおそれがあります。 ▶ P30～32

運用期間満了時には
年金原資額をもとに、つぎの①～⑤のいずれかを選べます。



【ご留意事項】

①以外は、運用期間満了時の2ヵ月前を目処に届くお知らせによりお選びいただけます(ご契約時には選択できません)。
なお、下記のお取扱いは、運用期間満了時までにお手続きください。

お受取り

① 年金原資額を年金で受取り

- 確定年金 ● 死亡時保証金額付終身年金
- 10年保証期間付終身年金

② 年金原資額を一括で受取り

▶ P17・18

③ 終身保険に移行 (定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)を付加した場合)

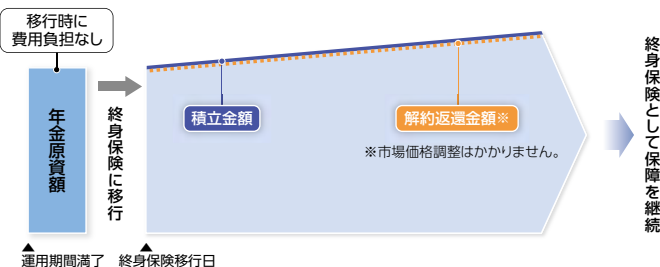
- 年金原資額をもとに終身保険に移行することができます。
- 移行前の指定通貨が外貨の場合、移行時に通貨を変更することもできます。

移行後に選択できる指定通貨 米ドル 豪ドル 円

* 移行前の指定通貨が円の場合、外貨に変更することはできません。

- 移行後の解約返還金額に、市場価格調整はかかりません。

<イメージ>



* 移行後の死亡給付金額については ▶P18 をご参照ください。

<外貨建の終身保険に移行した場合>

- **基本プラン** **満期重視プラン** とともに、新たに目標値を設定することができます。
- **基本プラン** で目標値を設定していた場合、目標値到達状況の判定を継続します。

* 目標値は、「一時払保険料の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合です。
* 指定通貨を円に変更した場合、目標値到達状況の判定は行いません。

▶ P21

運用を継続

④ 運用期間(積立利率保証期間)を更新

- 更新時に、指定通貨と運用期間を変更することもできます。

⚠ 円から外貨への指定通貨の変更、およびプランの変更はできません。

<選択できるパターン>

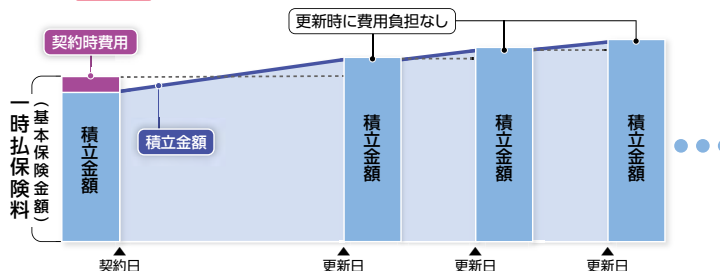
指定通貨	米ドル 豪ドル	円
運用期間	1年 3年 5年 6年 10年	1年 5年 10年 15年 20年

* 更新時の金利情勢などによっては、選択できない指定通貨・運用期間・年齢・性別があります。

- 更新は何度でもできます。

* 更新後の年金支払開始日における被保険者の満年齢が95歳を超えない範囲となります。

<イメージ 基本プラン>



- **基本プラン** で目標値を設定していた場合、目標値到達状況の判定を継続します。

* 目標値は、「一時払保険料の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合です。
* 指定通貨を円に変更した場合、目標値到達状況の判定は行いません。

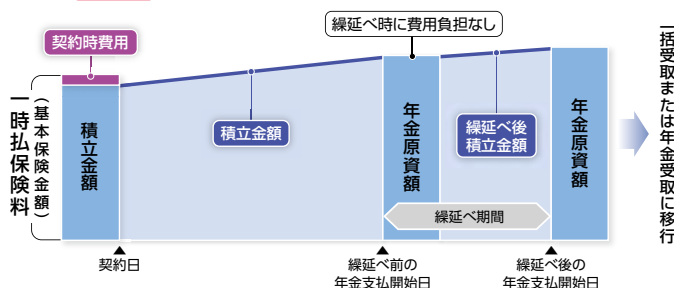
▶ P25

⑤ 年金支払開始日を繰延べ

- 年金支払開始日を、1回に限り、日単位で繰り延べることが可能です。
- 繰延べ期間は、指定通貨が外貨の場合は最長3年、円の場合は最長1年です。

* 繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。

<イメージ 基本プラン>



* 年金支払開始日を繰り延べた場合、目標値到達状況の判定は行いません。
* 繰延べ後の積立金額のふえ方は、「基本プラン」「満期重視プラン」ともに同じです。

▶ P26

基本プラン

満期重視プラン

フロンティアの ご家族安心サポート

●ご契約者の代わりに、あらかじめ指定されたご家族（保険契約者代理人）が契約の諸手続きや契約内容の確認を行うことができるサービスです。



保険契約者
代理特約

契約内容
ご案内制度

契約者ご自身が、手続きを行う意思表示が困難である、またはそれに準ずる状態と判断される場合は、「保険契約者代理人」が本人に代わって手続きを行うことができます。
※一部、代理人ができないお手続きがあります。

ご契約内容について、「保険契約者代理人」がいつでも照会できます。

●ご家族（保険契約者代理人）がご契約者に代わって、お手続きや契約内容の確認を行えるよう、ご契約者への「保険証券」送付と同じタイミングで、ご家族（保険契約者代理人）にも契約内容を郵送でお知らせすることで、契約内容を共有します。

- ・契約者・被保険者・受取人、保険種類、保険料などをお知らせします。
- ・第一フロンティア生命から通知が届くことを、ご家族（保険契約者代理人）に事前にお伝えください。

●本サービスを付加するにあたり、費用はかかりません。＊所定のお手続きが必要です。

たとえば、母（ご契約者）が認知症で意思表示が困難な状況に…

対策前

- 解約などの手続きは、母（契約者）しかできない…
- 成年後見制度＊の利用も手間がかかりそう…
- 母の保険証券を見ても、内容がよくわからない…

もし認知症で
意思表示が困難に
なったら…



母（ご契約者）



息子

＊認知症や知的障害のある方など、判断力が充分ではない方々が不利益を被らないように、その方を援助してくれる方（成年後見人）を付け、法的に支援する制度です。

対策後

- ✓ 困ったときでも、まとまった資金をスムーズに受け取れる準備やその時に必要な手続きができるね！
- ✓ 母（契約者）の契約内容がいつでも確認できるのも安心！

いざという時、息子に
手続きしてもらえて安心！



母（ご契約者）



息子
（保険契約者代理人）

本商品において、保険契約者代理人ができる主なお手続き例

- 運用期間満了時のお手続き **▶P7-8**
（年金原資額の一括受取・年金受取…契約者が年金受取人として指定されている場合に限り、終身保険への移行、運用期間の更新、年金支払開始日の繰延べ）
- 目標値の設定・変更・解除 ●解約・減額 ●届出住所・連絡先の変更、保険証券の再発行 など
- ＊年金受取人を契約者に変更する場合に限り、年金受取人の変更ができます。
- ＊契約者が年金受取人として指定されている場合に限り、契約者ご本人口座または保険契約者代理人口座（契約者の子に限り）に変更できます。
- ＊契約者が死亡給付金受取人として指定されている場合に限り、死亡給付金の受取り手続きができます。
- △ 契約者・死亡給付金受取人・後継年金受取人・保険契約者代理人の変更などは、代理人がお手続きすることができません。

（お手続きにあたり
一部条件がある場合があります。）

＊本商品を含む、全ての第一フロンティア生命商品に関する内容となります。

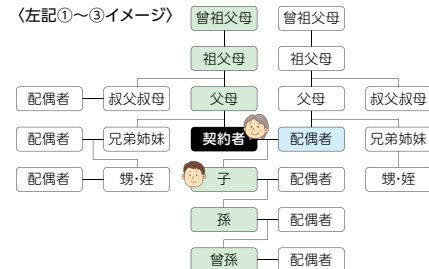
保険契約者代理特約 について

●保険契約者代理人は、ご契約者^{※1}が被保険者の同意^{※2}を得て、以下の範囲内から1人指定できます。

※1 年金支払に移行後は、年金の受取人となります。（以下同じ） ※2 被保険者の死亡後はこれを要しません。

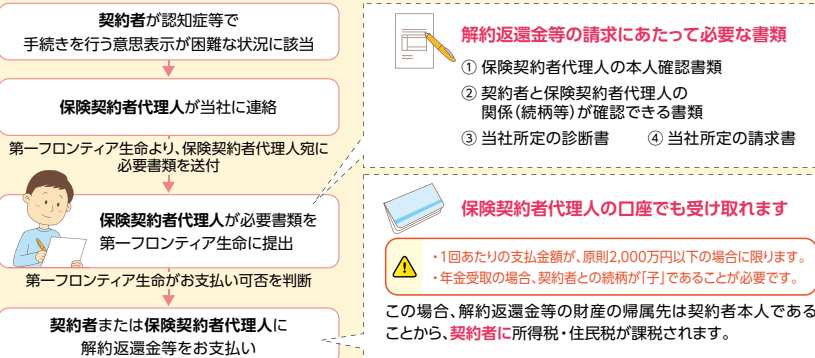
- ① 契約者の配偶者
- ② 契約者の直系血族
- ③ 契約者の3親等内の親族

（左記①～③イメージ）



- 上記①～③以外で、
第一フロンティア生命が認めた以下の方
- ④ 契約者と同居または生計を一にしている方
 - ⑤ 契約者の財産管理を行なっている方
 - ⑥ 被保険者
 - ⑦ 保険金などの受取人
 - ⑧ 上記④⑤⑥⑦と同等の関係がある方

●保険契約者代理人による代理手続きの流れは、以下のとおりです。（解約などの「支払系」手続きの場合）

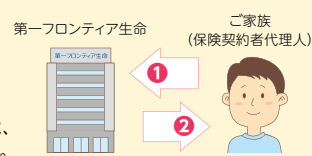


契約内容ご案内制度 について

●契約の内容を保険契約者代理人と共有できます。

保険契約者代理人を指定する際、契約者ご本人に同意いただいたうえで、保険契約者代理人に契約内容を開示します。

- ① 契約内容や手続き方法の照会
契約者ご本人と同様に、保険契約者代理人からの問合せについて、契約内容や手続き方法を説明させていただきます。
- ② 契約者の連絡先の確認等（契約者ご本人と連絡等が取れない場合）
契約者ご本人宛の通知が届かなかった場合や、連絡が取れない場合などに、保険契約者代理人に第一フロンティア生命から連絡することがございます。



「フロンティアのご家族安心サポート」の内容について詳しくは、右記のコード（第一フロンティア生命ホームページ）からご確認ください。





ご契約後にお届けする書類

ご契約後、第一フロンティア生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後

保険証券／契約内容のご案内／生命保険料控除証明書／お手続きガイド など

*通常、保険契約の成立日の翌営業日に契約者さま宛に発送します。

運用期間中

ご契約内容のお知らせ

*[契約応当月]・[契約応当月+6ヵ月]それぞれ月末のご契約内容を、翌月下旬以降に契約者さま宛に発送します。

目標値到達による「円貨建終身保険への移行」のお知らせ

*目標値に到達(定額の円貨建終身保険に移行)した場合に、移行後のご契約内容などを契約者さまにお知らせします。

年金受取前

運用期間満了に伴うお手続きのご案内

*年金支払開始日の2ヵ月前を目途に契約者さまにお知らせします。
*年金受取方法などを年金受取人さまよりご連絡(返信)いただきます。

年金受取中

年金証書／お支払明細

*1回目の年金お受取り時、年金証書を年金受取人さま宛に発送します。
また、年金お受取りの都度、お支払明細を年金受取人さま宛に発送します。

各種手続き完了時

お手続きの完了通知

*各種お手続き(ご登録情報・ご契約内容の変更、保険金の請求など)の完了後に、お手続きの結果をお知らせします。



第一フロンティア生命マイページ

ご利用登録をおすすめします!

登録
カンタン!

ネットで
便利!

ラクラク
手続き!

こんなときに
便利!

現在の解約金額を
確認したい

誰を受取人に
指定したかな…
契約内容を確認したい

引越したので、
登録している住所を
変えたい

為替の動向が
気になるので
目標値を変更したい

ご契約者

控除証明書の
再発行・電子的交付を
お願いしたい

ご登録方法



保険証券に同封の
「『第一フロンティア生命マイページ』登録のご案内」
をご確認ください。

*ご登録には「契約者さまご自身のメールアドレス」が
必要となります。

【マイページでできること】

- ご契約内容の確認
 - 直近の解約返還金額の確認
 - 目標値の設定・変更・解除
 - 解約のお手続き
 - 運用期間満了時の年金原資額の
一括受取・年金受取・繰延べのお手続き
 - 住所・電話番号の変更
 - 生命保険料控除証明書・保険証券の再発行、
各種お手続き書類のお取り寄せ など
- *商品やご契約内容によりできないお手続きがあります。

定期的に契約者さま宛に郵送している
「ご契約状況(内容)のお知らせ」は
マイページ上でも確認いただけます。
*マイページから郵送停止のお手続きもできます。

【ご利用可能時間】

祝日・年末年始などの休日を含めて以下の時間帯です。

月曜日～土曜日 8:00～24:00

日曜日 8:00～20:00

*目標値設定・変更・解除は、8:00～20:00となります。

*臨時メンテナンスなどによりご利用可能時間が
変更になる場合があります。

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

- この保険の正式名称は、「積立利率変動型個人年金保険(19)(通貨指定型)」です。
- この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称		この冊子での表記
保険契約の型	積立型	基本プラン
	生存保障重視型	満期重視プラン

- 指定通貨が外貨の場合のみ、または円の場合のみに該当する箇所をつぎのとおり、国旗のみで表記しています。

指定通貨	このページ以降での表記
外貨のみ該当	
円のみ該当	

1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険の特徴について

- この保険は、通貨、保険契約の型(プラン)、死亡給付割合および積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率などに基づき年金原資額を定めるしくみの保険料一時払方式の年金保険です。
- この保険には2つのプランがあり、ご契約のお申込みの際にいずれかを指定いただけます。

基本プラン	積立利率により増加した積立金額に基づき年金支払開始日に年金額を定めるしくみ
満期重視プラン (死亡給付割合 100%)	年金支払開始日前の死亡給付金額や解約返還金額を抑えることで、「基本プラン」と比べて年金原資額を大きくするしくみ

- 通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただけます。
- 指定通貨建の年金原資額が、指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。
- 商品のしくみ図(イメージ)については、「基本プラン」▶P3・4・「満期重視プラン」▶P5・6をご参照ください。

3 この保険の費用・リスクについて

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P30~32

4 積立利率について

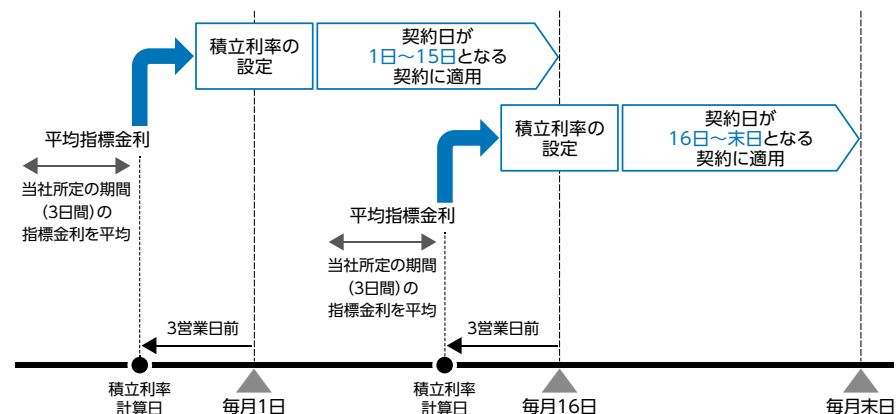
■積立利率とは、積立金（一時払保険料から契約時費用を控除したうえで積み立てるお金）に適用される利率のことで、毎月2回（1日と16日）設定されます。

積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係費率を差し引きます。

なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

計算方法	積立利率 = 平均指標金利 + 調整率 - 保険契約関係費率
指標金利 (▶P16の表もご参照ください)	指定通貨ごとに、所定のインデックス利回りなどをもとに算出します。 「平均指標金利」とは、積立利率計算日（積立利率が設定される、毎月1日と16日の直前3営業日前）に算出される、当社所定の期間（3日間）の指標金利の平均値です。
調整率	市場金利の変動幅などを考慮して、指定通貨ごとに上限および下限を定めています。 [米ドル] -1.5% ~ +1.0% [豪ドル] -1.0% ~ +1.5% [円] -1.0% ~ +1.5%
保険契約関係費率	くわしくは ▶P30 をご参照ください。

<積立利率の設定と適用イメージ>



<指標金利>

指定通貨	積立利率保証期間	指標金利
米ドル	(1年、3年) ※	加重平均インデックス利回り (対象年限3年)
	5年、(6年) ※	加重平均インデックス利回り (対象年限5年)
	10年	加重平均インデックス利回り (対象年限10年)
豪ドル	5年、10年、(1年、3年、6年) ※	積立利率保証期間に応じた豪ドル金利スワップレート (固定受け、変動払い (BBSW))
円	5年、10年、15年、20年、(1年) ※	積立利率保証期間に応じた日本国債の流通利回り

※更新時のみ選択可能です。

*加重平均インデックス利回りとは、つぎの(1)を10%、(2)を90%の割合で加重平均して算出した利回りのことをいいます。

また、(1)および(2)のインデックス名称に変更があった場合、変更後の名称とします。

(1) Bloomberg USD Treasury/Agency/Supranational/Sovereign Fixed income bond Index A-/A3 or better の構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り

(2) Bloomberg USD Senior Industrial/Utility Fixed income bond Index A-/A3 or betterの構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り

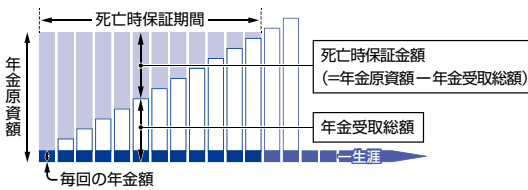
*使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

*指標金利の推移は ▶P44 をご参照ください。

5 保障内容について

年金

■年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

年金の種類		年金受取開始年齢
確定年金	決まった期間、確実に年金を受け取れます。  年金受取期間 3年～7年(1年きざみ)、 10年～40年(5年きざみ)から選択 *年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします(未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます)。	5歳～95歳 (年金支払開始日 における 被保険者の満年齢)
死亡時保証金額付終身年金	年金原資額までのお受取りを確保したうえで、一生にわたって年金を受け取れます。  死亡時保証金額 (=年金原資額－年金受取総額) 年金受取総額 *死亡時保証期間(年金受取総額が初めて年金原資額以上となるまでの期間)中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額を一括でお支払いします(年金を継続してお支払いするお取扱いはありません)。	50歳～95歳 (年金支払開始日 における 被保険者の満年齢)
10年保証期間付終身年金	10年間の年金受取期間を確保したうえで、一生にわたって年金を受け取れます。  保証期間10年 *保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします(未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます)。 *早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。	50歳～95歳 (年金支払開始日 における 被保険者の満年齢)
一括受取 (年金原資額の一時支払)	年金原資額を一括で受け取れます。  一括受取 *ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。	

*年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

*年金額が3,000米ドル、3,000豪ドル、30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします(3年確定年金の場合を除く)。また、一時払保険料の金額によっては、ご契約時に選択いただけない年金種類および年金受取期間があります。

*年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。
後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

死亡給付金

■被保険者が死亡された場合、死亡給付金を死亡給付金受取人にお支払いします。

■年金支払開始日前の死亡給付金額は、被保険者が死亡したときにおける以下の金額となります。

プラン	死亡給付金額
基本プラン	つぎのいずれか大きい金額 ●基本保険金額 ●積立金額 ●解約返還金額
満期重視プラン (死亡給付割合 100%)	基本保険金額(一時払保険料) × 100%

■年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。
年金支払開始日の繰延べについて、くわしくは ▶P26 をご参照ください。

■「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加し、終身保険に移行後は以下のとおりとなります。 ▶P21・23・24

保険期間	死亡給付金額
移行日から2年後の 移行後保障増額日の前日まで	被保険者が死亡したときの 責任準備金額(解約返還金額)
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの 移行後基本保険金額

*移行後の死亡給付金額は、移行前の死亡給付金額を下回ることがあります。

年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

6 ご契約のお取扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料 もしくは 払込金額)	最低	指定通貨で入金する場合				
		米ドル	豪ドル	円		
		10,000米ドル	10,000豪ドル	100万円		
		「保険料円貨入金特約」を付加する場合				
			円			
			100万円			
			「保険料外貨入金特約」を付加する場合			
払込通貨:米ドル／指定通貨:豪ドル			払込通貨:豪ドル／指定通貨:米ドル			
10,000米ドル			10,000豪ドル			
* 保険料の払込単位は、米ドル:1米ドル、豪ドル:1豪ドル、円:1万円です。						
*ご契約時および 更新時の金利情 勢などによっ てはお取り扱 いできない指 定通貨・運 用期間があり ます。	最高	20億円相当額※	※ 第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。			
* 同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の定額個人年金保険に加入されている場合、基本保険金額などは通算して20億円相当額を超えることはできません。						
運用期間 (積立利率保証期間)		指定通貨	運用期間(積立利率保証期間)			
		外貨	5年、10年、(1年、3年、6年)※			
		円	5年、10年、15年、20年、(1年)※			
※更新時のみ選択可能です。						
契約年齢 (契約日における 被保険者の満年齢)		●指定通貨:外貨				
		運用期間	5年	10年		
		契約年齢	0歳～90歳	0歳～85歳		
*ご契約時および更新時 の金利情勢などによっ てはお取り扱 いできない 年齢・性別があります。		●指定通貨:円				
		運用期間	5年	10年	15年	20年
		契約年齢	0歳～90歳	0歳～85歳	0歳～80歳	0歳～75歳
年金受取開始年齢 (年金支払開始日における 被保険者の満年齢)		確定年金※	5歳～95歳			
		死亡時保証金額付終身年金	50歳～95歳			
		10年保証期間付終身年金				
※年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が122歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。(年金受取開始年齢+年金受取期間 ≤ 122歳)						

*ご契約時および更新時の金利情勢などによってはお取り扱いできない指定通貨・運用期間があります。

*ご契約時および更新時の金利情勢などによってはお取り扱いできない年齢・性別があります。

年金受取人		ご契約者または被保険者から指定 *ご契約者が法人の場合、ご契約者のみ指定いただけます。 *ご契約者が個人かつご契約者と年金受取人が別人の場合、贈与税の課税対象となることにご注意ください。
死亡給付金受取人 後継年金受取人		被保険者の配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみで被保険者も指定できます。 ▶ P26
年金種類の変更		年金支払開始日前に限り、年金種類の変更(確定年金、死亡時保証金額付終身年金および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更)を取り扱います。
年金受取期間の変更		年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います(確定年金のみ)。
年金支払開始日の変更		繰上げ年金開始※、年金支払開始日の繰延べ、積立利率保証期間の更新を取り扱います。 ※「基本プラン」の場合のみ取り扱います。
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。 なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル、100万円以上ある必要があります。なお、残存部分は継続します。
契約者貸付		取り扱いません。
満期重視プラン のお取扱い上の留意点		「満期重視プラン」の場合、ご契約者と被保険者が異なる契約は取り扱いません(ご契約者が法人の契約も取り扱いません)。

付加できる特約について

(くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください)

目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約

基本プラン

- 運用期間満了日の2ヵ月前まで付加できます。
- 目標値に到達せず運用期間が満了した場合でも、つぎの場合は目標到達の判定を継続します。
・外貨建の終身保険に移行(「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加)
・積立利率保証期間の更新
*当特約を契約当初に付加しなかった場合でも、上記の場合、新たに付加できます。

満期重視プラン

- 外貨建の終身保険に移行(「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加)した日以後に限り、付加できます。
- 移行後の死亡給付金額については  をご参照ください。

定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)

- 運用期間満了時に付加でき、年金原資額をもとに終身保険に移行できます。
-   移行後の指定通貨を変更することができます。円貨も指定できますが、目標値を設定していた場合、以後の到達状況の判定は行いません(上記特約は消滅します)。
- 移行後の死亡給付金額については  をご参照ください。
- 移行後の解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります(市場価格調整は行いません)。
- 「基本プラン」の場合、契約日から起算して1年経過以後、運用期間満了日の2ヵ月前まで付加することもでき、この場合、特約申込日の解約返還金額をもとに終身保険に移行します。

*同一の被保険者について、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」により終身保険に移行後の移行後基本保険金額が、他に加入されている第一フロンティア生命の終身保険および養老保険の基本保険金額などと通算して20億円相当額  を超える場合、超える部分に対応する解約返還金額などを契約者に支払います。

年金支払移行特約

- 上記2つの特約のいずれかを付加し、終身保険に移行後、付加できます(ただし、契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限りです)。
- 特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。
- 特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。

保険料円貨入金特約

- 保険料を円貨でお払い込みいただけます。
- 指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
*着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。

保険料外貨入金特約

- 保険料を指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただけます。
- 指定通貨への換算に適用する為替レート(クロスレート)は、外貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
*着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。

円貨支払特約

- 年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。
- 年金などのご請求の際に付加できます。
- 円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
- 円貨による年金受取の選択は、第1回の(特約)年金の請求の際に限ります。また、円貨による年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。年金原資額は、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに年金額を計算します。

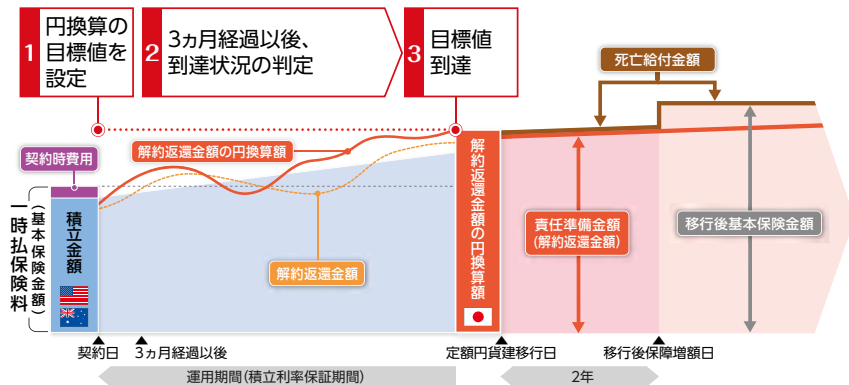
死亡給付金等の年金払特約

- 死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。
- 死亡給付金の支払事由の発生前に限り、付加できます。
- 特約年金の受取回数は、所定の回数(5回～40回の5回きざみ)から選択できます。

保険契約者代理特約

- ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。
- 契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。
- 本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。
- 保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

<目標到達した場合のイメージ 基本プラン>



* 責任準備金とは、将来の死亡給付金をお支払いするために、積み立てたものです。
* 下記に記載のTTM (対顧客電信売買相場値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

1 円換算の目標値を設定

120%~200%(10%きざみ)で目標値を設定します。

払込通貨	円換算の目標金額
円 (「保険料円貨入金特約」を付加)	円貨払込金額 × 目標値
外貨 (指定通貨)	一時払保険料の円換算額 × 目標値 一時払保険料 (指定通貨建) × 判定基準為替レート※1 (TTM+50銭)
指定通貨以外の外貨 (「保険料外貨入金特約」を付加)	外貨払込金額の円換算額 × 目標値 指定通貨以外の外貨払込金額 × 判定基準為替レート※1 (TTM+50銭)

※1 第一フロンティア生命に着金した日(第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日)の為替レートです。

- 「円換算の目標金額」が20億円相当額を超える設定、変更はできません。
* 市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。
- 目標値到達までは、目標値を何度でも設定・変更・解除することができます。ご契約後はさらに105%、110%、250%、300%も指定できます。

2 到達状況の判定

解約返還金額の円換算額 が、「円換算の目標金額(1)」に到達しているかを毎営業日、判定します。

判定期間		解約返還金額の円換算額
契約当初	契約日から3ヵ月経過以後※2より運用期間満了日の2ヵ月前まで	解約返還金額 (指定通貨建) × 目標値判定為替レート (TTM-50銭)
更新後	更新日から更新後の運用期間満了日の2ヵ月前まで	
外貨建の終身保険に移行後	終身保険移行日から終身	

※2 この特約を3ヵ月経過以後に付加した場合は、その付加日となります。

3 目標値到達

運用成果を円貨で確定し、自動的に円建の終身保険に移行します。

- 目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(定額円貨建移行日)に、円建の終身保険に移行します。
- 移行後基本保険金額は、到達判定日における解約返還金額の円換算額をもとに、定額円貨建移行日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出します。
- 定額円貨建移行日以後の死亡給付金額については ▶P18 をご参照ください。
- 移行後に解約・減額した場合は、解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります(市場価格調整は行いません)。

目標値到達「前」「後」の主な留意点

目標値到達「前」

- ご契約後、解約返還金額の円換算額や目標値の設定状況を定期的にご確認ください。
- マーケットの状況やご意向などをふまえ、必要に応じて目標値の見直しをご検討ください。

目標値を上げる、または設定を解除する場合

より長い期間、外貨での運用を続けることができます。
一方、その後の運用状況によっては、目標値に到達しない場合もあります。

目標値を下げる場合

より早期に目標値に到達する可能性があります。
一方、到達後は外貨での運用を続けられなくなります。また、早期に解約する場合と同様に、市場価格調整などの影響が大きくなる可能性があります。

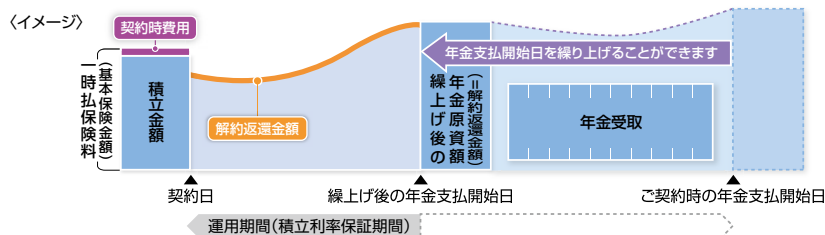
- 目標値の到達は「解約返還金額の円換算額」で判定するため、つぎの影響をうけます。

①契約時費用 ②市場価格調整 ③為替レート

目標値到達「後」

- 目標値到達後にご契約を解約・減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、解約などをするご契約と商品内容などが異なる場合や新たに費用がかかる場合があるなど、お客さまにとって不利益となる事項があります。▶P46
- いったん解約・減額した保険契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額した場合に発生した差益は課税対象となります。▶P40

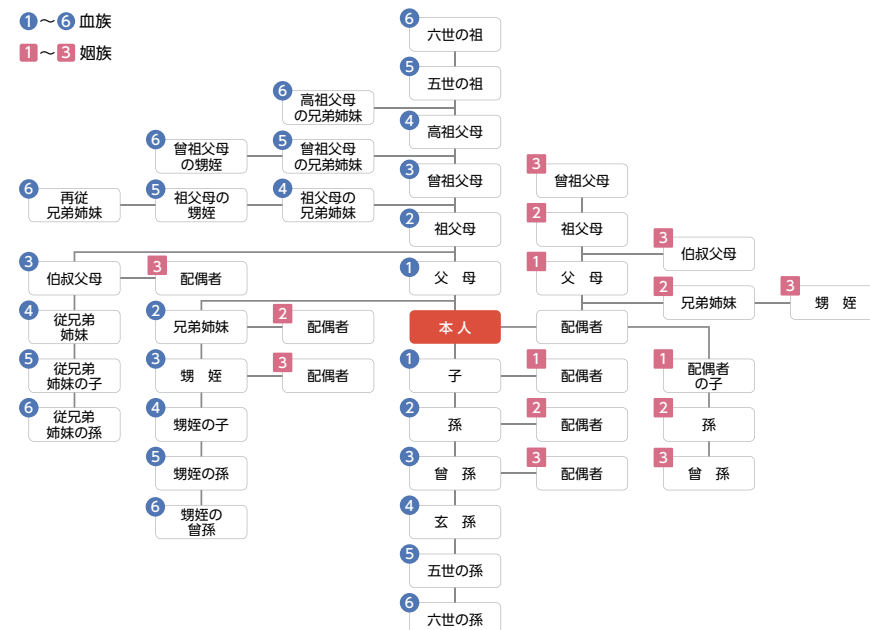
- 「基本プラン」の場合で、契約日から起算して1年以上経過しているときは、年金支払開始日前に限り、いつでも年金支払開始日を繰り上げることができます。
- 繰上げ後の年金支払開始日は、お客さまサービスセンターがお申込みを受け付けた日(書類に不備がある場合は、完備した日)の翌日となります。
- 繰上げ年金開始をした場合の年金原資額は解約返還金額となりますので、一時払保険料相当額を下回ることがあります。くわしくは ▶P27・28 をご参照ください。



- 積立利率保証期間の満了日に限り、積立利率保証期間を更新することができます。
- 更新時に、指定通貨および積立利率保証期間を変更することができます。
*円から外貨への指定通貨の変更、およびプランの変更はできません。
- 年金支払開始日における被保険者の満年齢が95歳を超えない範囲で更新できます。
- 更新後の積立利率保証期間については、積立利率保証期間更新日の積立利率がその期間の満了日まで適用されます。
- 「基本プラン」で目標値を設定し、目標到達せず更新した場合、「一時払保険料の円換算額」に対する目標判定を、更新後の年金支払開始日の2ヵ月前まで行います。
- 「満期重視プラン」の場合、更新後においては、死亡給付金額は「更新後の基本保険金額(更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額)」に死亡給付割合を乗じた額となり、解約返還金額は死亡給付金額が上限となります。
- しくみ図(イメージ)については ▶P8 をご参照ください。

- 年金支払開始日の前日に、1回に限り、指定通貨が外貨の場合は3年、円貨の場合は1年を限度として、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。
- 繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が95歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- 繰延べ前の年金支払開始日の前日における積立金額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます(積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます)。
- 繰延べ期間中の減額のお取扱いはありません。
- 繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出されます。
- 「基本プラン」で目標値を設定し、目標到達せず繰り延べた場合、繰延べ期間中の目標値への到達状況の判定は行いません。
- しくみ図(イメージ)については ▶P8 をご参照ください。

【ご参考】死亡給付金受取人の指定範囲(配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族)



11 解約返還金額について

- 解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約返還金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$



「満期重視プラン」の場合、基本保険金額（一時払保険料）に死亡給付割合100%を乗じた額が上限となります。

*解約返還金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日と16日）と解約返還金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産売却時の費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数（0.10%）を設定しています。このため、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）の市場金利と解約返還金計算日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

〈積立金額に対して控除される率の例〉

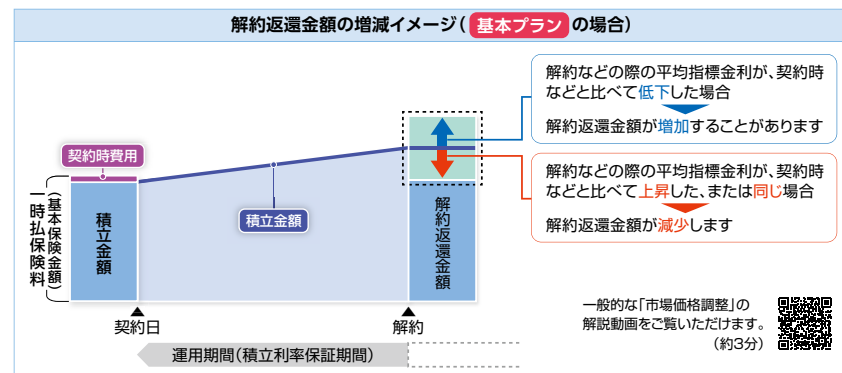
契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）と解約返還金計算日に適用される平均指標金利が1.00%の場合

積立利率保証期間の満了日までの残存年数									
20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
1.47%	1.43%	1.38%	1.33%	1.28%	1.23%	1.18%	1.13%	1.08%	1.03%
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
0.98%	0.88%	0.79%	0.69%	0.59%	0.49%	0.39%	0.29%	0.19%	0.10%

市場価格調整

- 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約・減額の際の平均指標金利に応じて、解約返還金額が増減します。

*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。



- 繰上げ年金開始をした場合や、目標値に到達して円建の終身保険に移行する場合などにも、市場価格調整が適用されます。
- 終身保険への移行後は市場価格調整を行いません。

- 市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left\{ \frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の平均指標金利}}{1 + \text{解約返還金計算日の平均指標金利} + 0.10\%} \right\}^{\frac{\text{月数}}{12}}$$

*「適用されている積立利率の算出時の平均指標金利」とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。

*「解約返還金計算日の平均指標金利」とは、解約返還金計算日を契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）とし、この保険と同一の通貨が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される。この保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

*「月数」とは、積立利率保証期間の満了日までの月数（残存月数）に応じて以下のとおり計算され、1ヵ月未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

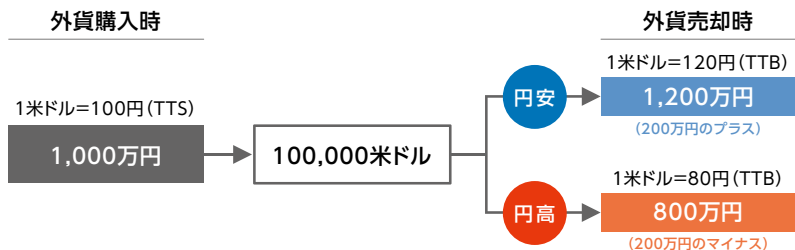
・残存月数が120ヵ月以下の場合：残存月数

・残存月数が121ヵ月以上の場合：残存月数×0.5+60ヵ月

12 為替リスクについて

■くわしくは ▶P32 をご参照ください。

為替の影響の例(米ドルの場合)



- TTS (対顧客電信売相場) …お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
- TTB (対顧客電信買相場) …お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
- *為替相場に変動がない場合(TTMが同値の場合)でも、TTS・TTBには差があるため、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。
- *TTM (対顧客電信売相場仲値) …TTS (対顧客電信売相場)とTTB (対顧客電信買相場)の中間の値です。

13 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

14 お客さまに負担していただく費用について

■くわしくは ▶P30~32 をご参照ください。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

1 ⚠️ お客さまに負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

ご契約時

項 目	費 用			
契約時費用 ご契約の締結に必要な費用です。	一時払保険料から、基本保険金額につぎの率を乗じた金額を控除します。			
	指定通貨	積立利率保証期間		
	外貨	5年	10年	
		3.5%	4.1%	
円	指定通貨	積立利率保証期間		
	円	5年	10年	15年
		1.5%	2.2%	2.2%
			2.2%	2.2%

積立利率保証期間中

「満期重視プラン」の場合、積立金額が死亡給付金額を下回っている間は、積立金から死亡給付金を支払うための費用を控除します。

*上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、以下の保険契約関係費率をあらかじめ差し引いております。

プラン	指定通貨	保険契約関係費率
基本プラン	外貨	ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率
	円	ご契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率
満期重視プラン	外貨	ご契約の締結・維持などに必要な費用の率
	円	ご契約の維持などに必要な費用の率

▶ 次ページへ

年金受取期間中

項 目	費 用※2
保険契約関係費 (年金管理費)※1 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 1.0% (円貨で年金を受け取る場合は最大0.35%)

※1 年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます)の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2026年4月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、年金支払開始日以後は、年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」および「年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

※2 10年保証期間付終身年金の保証期間経過後の受取年金額および死亡時保証金額付終身年金の受取年金額(死亡時保証金額を含みます)に対しては 1.4%(円貨の場合は最大1.0%)となります。

終身保険への移行後

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」(), または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加して終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

*上記の費用は、移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート		TTM +50銭
「円貨支払特約」における為替レート		TTM -50銭
「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の目標値判定為替レート		TTM -50銭
「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」における為替レート	指定通貨を別の外貨に変更	(移行前の指定通貨のTTM -25銭) ÷ (移行後の指定通貨のTTM +25銭)
	指定通貨を円に変更	TTM -50銭

▶ 次ページへ

②「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお払い込みいただく場合

「保険料外貨入金特約」の為替レート
(払込通貨のTTM-25銭) ÷ (指定通貨のTTM+25銭)

③積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更する場合

指定通貨を別の外貨に変更	(変更前の指定通貨のTTM-25銭) ÷ (変更後の指定通貨のTTM+25銭)
指定通貨を円に変更	TTM -50銭

*上記の為替レートは、2026年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金、給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

2 ⚠ この保険のリスクは以下のとおりです

解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から控除することなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

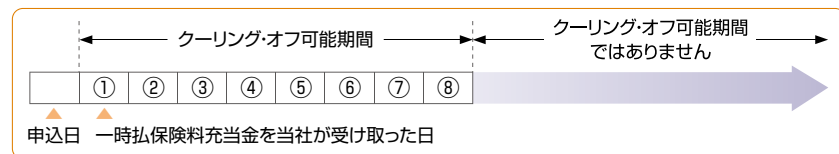
為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

- お申込者またはご契約者は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1**であれば、電磁的記録または書面により**ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2**ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「クーリング・オフ」といいます。



- クーリング・オフは、以下の「①電磁的記録」または「②書面」いずれかの方法によりお申し出ください。

- ①電磁的記録によるお申出の場合、主たる窓口としている第一フロンティア生命ホームページ(<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)の「ご契約者向けサービス・お手続き」よりお申し出ください（右記のコードより直接アクセスいただけます）。

こちらから
アクセス



*電磁的記録（第一フロンティア生命ホームページの場合）によるクーリング・オフのお申出は、お手続きの完了画面が表示された時に効力が生じます。

- ②書面によるお申出の場合、郵便（はがき、封書）により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

*書面によるクーリング・オフのお申出は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。

記入事項	記入例・留意事項
クーリング・オフをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名（自署）	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-xxxx-○○○○
お払い込みいただいた金額・通貨	10,000,000（米ドル・豪ドル・円） *上記は例示です。実際にお払い込みいただいた金額と通貨をご記入ください。
ご本人名義の返金口座	○○銀行 ○○支店 普通預金 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ
（推奨） 申込番号または証券番号	申込番号:12-345-678901-23 / 証券番号:S1234-56789-01 *確実・迅速な返金手続きのため、やむを得ない場合を除きご記入ください。
（任意） お申込者のEメールアドレス	第一フロンティア生命からのメールが受信可能なEメールアドレスをご記入ください。 *ご記入いただいた場合、お手続き状況に関するお知らせを送信します。

送付先 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号
第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

- クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお払い込みいただいた通貨となります。

*外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご指定された場合、円貨に両替される場合があります。

- したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴い ご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円貨※3	円貨※4
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨※5	外貨※6

※3 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合、所定の費用（通貨を換算する場合の費用）が発生します。

※4 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。

※5 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。

※6 外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合（金融機関代理店等で外貨に両替した場合）、以下により、ご返金額が円貨ベースでは**元本割れすることがあります**。

①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料

②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料

③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料

④為替差損（益）

*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、外貨払込金額と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しいたします。

- ご契約の更新またはご契約の内容変更（保険金額・保険期間の変更、特約の中途付加など）や債務履行の担保のための保険契約である場合には、クーリング・オフはできません。

4 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- 入院中または余命宣告を受けているご契約者・被保険者のお申込みはお取り扱いできません。
*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

5 ご契約に適用される積立利率は、 契約日(保険料が第一フロンティア生命に着金した日) における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- 積立利率は、一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額に適用されます。したがって、一時払保険料に対する実質利回りは、積立利率よりも低くなります。
- 積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

6 保障の開始は以下のとおりとなります (保障の責任開始期)

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

7 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金・年金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき、年金の種類が死亡時保証金額付終身年金で、年金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど)
- 死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

8 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額はつぎの影響をうけます。
①契約時費用 ②市場価格調整 ③  円貨に換算した金額は解約時の為替レート
解約返還金額の計算方法などくわしくは ▶P27-28 をご参照ください。

9 この保険には為替リスクがあります

- くわしくは ▶P32 をご参照ください。

10 給付金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL : 03-3286-2820

受付時間 : 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120-876-126** 営業時間 9:00~17:00
(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

16 税務のお取扱いは以下のとおりです

- ここに記載の税務のお取扱いは2025年12月現在のもので、法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご注意ください。

*最新の税務上の取扱い、復興特別所得税・生命保険料控除などの情報は国税庁のホームページなどを参照ください。

*ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関するお取扱いとなりますのでご注意ください。

外貨建の保険契約のお取扱い

- 外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

*「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。

*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。

*「円貨支払特約」を付加した場合などで、当社が、年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

項目		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
解約返還金	源泉分離課税となる場合	解約返還金計算日 (請求書類の受付日)	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
死亡給付金 死亡時保証金額	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
年金原資額の 一時支払	源泉分離課税となる場合	年金支払開始日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
(特約)年金		(特約)年金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)

*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。

*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

ご契約時

- お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、本人が配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。
--------------	--

積立利率保証期間中および終身保険への移行後

- 解約・減額時の差益に対する課税

●積立利率保証期間中

解約・減額時の年金の種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
確定年金	20%源泉分離課税※1	所得税(一時所得※2)+住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税(一時所得※2)+住民税	

●終身保険への移行後

所得税(一時所得※2)+住民税の対象となります。

- 死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※2)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

※1 復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されます。

※2 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{課税対象額} = \left(\text{収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除} \right) \times \frac{1}{2}$$

年金受取期間中

■一括受取(年金原資額の一時支払)時の差益に対する課税

契約日から5年以内の一括受取	契約日から5年超の一括受取
20%源泉分離課税※1	所得税(一時所得※2)+住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

■年金受取時の課税

年金の種類	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
確定年金	所得税(雑所得※3)+住民税	所得税(一時所得※2)+住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金		所得税(雑所得※3)+住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

■死亡時保証金額受取時の課税

契約形態	契約例				課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	年金 受取人	後継年金 受取人	
被保険者と年金受取人が別人	A	B	A	—	所得税(一時所得※2)+住民税
被保険者と年金受取人が同一人	A	A	A	B	相続税

*死亡時保証金額は被保険者死亡時に年金受取人(年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人)に支払われます。

※1 復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されます。

※2 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left(\text{収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除} \right) \times \frac{1}{2}$$

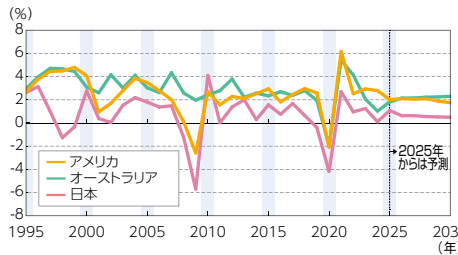
$$= \left(\text{(受取額)} - \text{(払込保険料)} - \text{(50万円)} \right) \times \frac{1}{2}$$

※3 ご契約者と年金受取人が別人の場合(「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます)、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

MEMO

アメリカ・オーストラリアの魅力

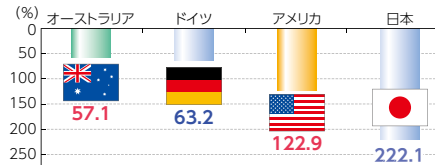
日本より高い経済成長率(日本との比較)



IMF[World Economic Outlook Database, October 2025]をもとに作成

比較的良好な財政状況

各国の政府債務残高の名目GDP比(2024年)

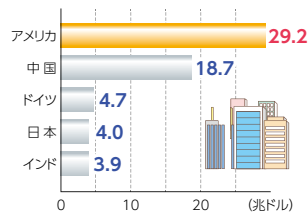


OECD[Economic Outlook No117-June 2025]をもとに作成
(小数第2位以下を四捨五入)

アメリカ(米ドル)

世界一の経済大国

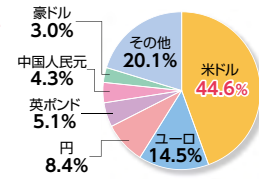
名目GDP(2024年)



外務省経済局
「主要経済指標(2025年9月)」

世界の基軸通貨

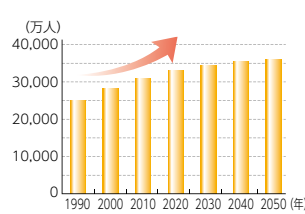
外国為替市場に占める取引高比率
(2025年4月)



国際決済銀行(BIS)
「Triennial Central Bank Survey
(2025年9月改訂)」

今後も人口増加の見込み

人口推移・将来推計人口(1990年~2050年)

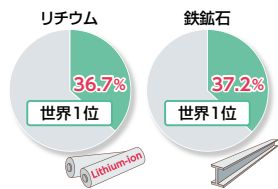


OECD Data Explorerをもとに作成

オーストラリア(豪ドル)

豊富な天然資源

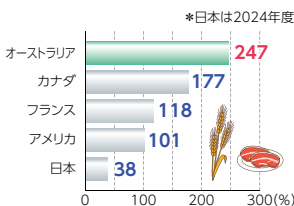
主な鉱物資源生産量世界シェア(2024年)



*リチウムは、リチウムイオン電池の材料などで使用
USGS
「MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2025」

高い食料自給率

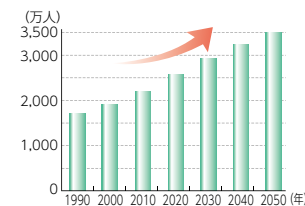
食料自給率(カロリーベース)(2022年)



農林水産省
「令和6年度食料需給表」

今後も人口増加の見込み

人口推移・将来推計人口(1990年~2050年)

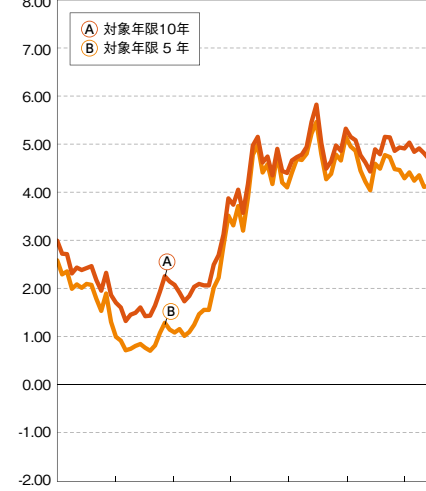


OECD Data Explorerをもとに作成

積立利率の算出のもとになる「指標金利」の推移

米ドル 加重平均インデックス利回り

(単位:%) <2019年5月~2025年11月末>



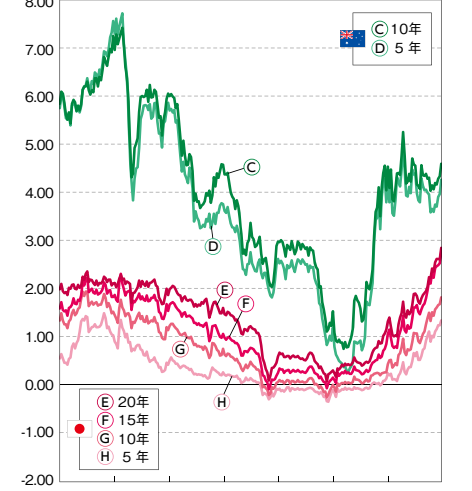
Bloombergデータをもとに作成

*対象期間について、月次データ(月末値)を集計

豪ドル金利スワップレート

日本国債の流通利回り

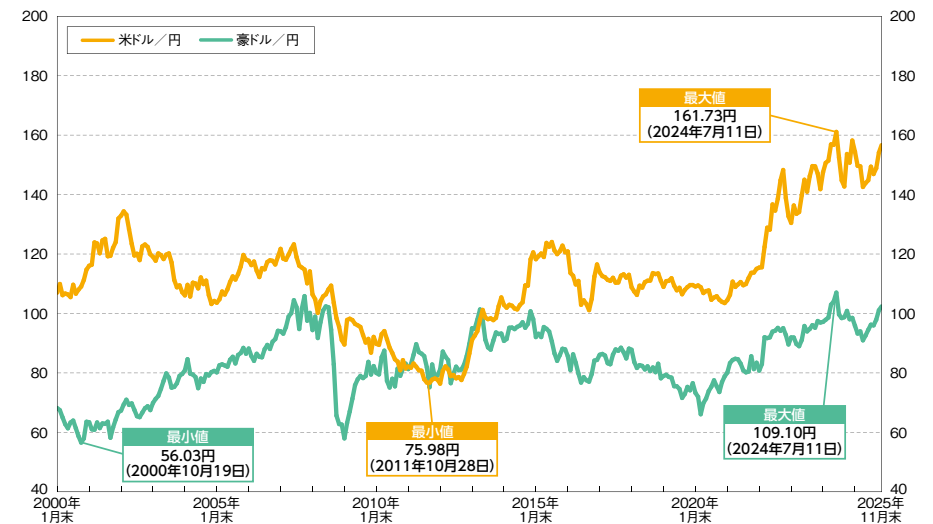
(単位:%) <2005年1月~2025年11月末>



Bloombergデータをもとに作成

*対象期間について、月次データ(月末値)を集計

為替レートの推移(2000年1月~2025年11月末)



Bloombergデータをもとに作成

*対象期間について、日次データ(TTM)より月末値を抽出してグラフを作成(最大値、最小値は日次データを集計)

お客さまからのお申出(苦情)事例のご紹介 ～お申込 み前にご確認ください～



第一フロンティア生命と契約した覚えはない。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

預金では
ありません



一定期間経過すれば、 解約しても元本が保証されると思った。

解約返還金額は、

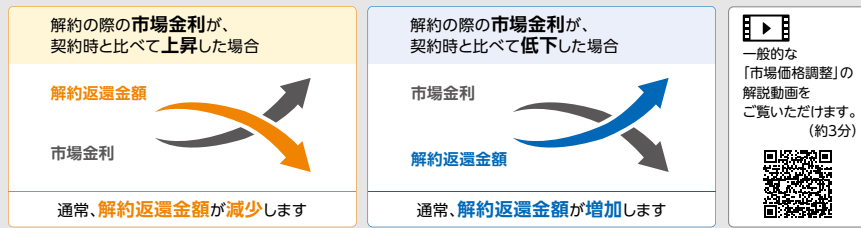
①契約時費用・解約控除等の費用 ②市場価格調整※ などの影響を受けます。

※市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。

*解約返還金額について、くわしくは ▶P27・28 をご参照ください。

解約時の
最低保証は
ありません

〈上記②市場価格調整(解約返還金額の増減)イメージ〉



そのため、解約・減額した場合の受取金額は、指定通貨建て元本割れすることがあります。

また、最低保証はありません。

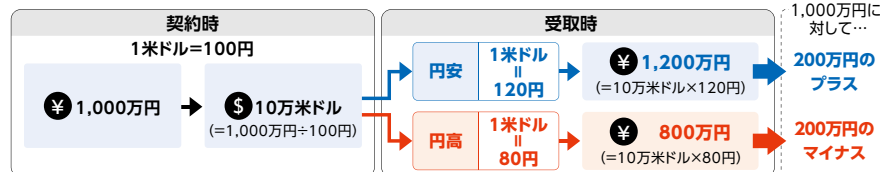
⚠️ 円建のご契約でも、元本割れすることがあり、また最低保証はありません。



死亡保険金額や年金原資額、年金受取総額などは、 円ベースで最低保証されると思った。

外貨建の契約の場合、為替レートの変動により、受取金額が円ベースで元本割れすることがあります。

〈為替の影響の例〉



外貨建
為替リスク
があります



対象期間を勘違いしてしまい、 クーリング・オフができなかった。

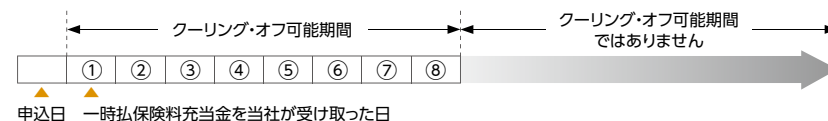
クーリング・
オフは
8日以内

お申込者またはご契約者は、

ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※であれば、電磁的記録または書面によりクーリング・オフができます。

※8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

〈クーリング・オフ可能期間のイメージ〉



*クーリング・オフについて、くわしくは ▶P33・34 をご参照ください。



現在の契約を解約し、新たに保険契約の申込みを したが、また費用がかかるなんて聞いてなかった。

不利益が
発生する
可能性

ご契約中の保険契約を解約して再加入した場合、各種の費用等を再度負担していただくことになります。

このほかにもご契約を乗り換えると、

商品性などによりお客さまにさまざまな不利益が発生する可能性があります。

*現在契約している生命保険を解約または減額し、新たに別の生命保険を契約することを「乗換え」といいます。

「乗換え」により不利益となる可能性のある主な事項	
ご契約中の保険契約の 解約に伴う不利益	新たな保険契約への 加入についての不利益
・費用(解約控除等)の負担 ・新規契約成立までの保障の途切れ ・為替変動や市場価格調整等による解約返還金額の元本割れ ・定期支払金や配当の請求権の消失	・ご契約中の保険契約と比べて保険金額等が減少すること ・費用(契約時費用等)の再負担 ・市場環境(為替・金利など)の変化により、ご契約中の保険契約より契約条件が不利になること
など	など

一般的な「生命保険の乗換え」における注意事項の解説動画を
ご覧いただけます。(約3分)

*上記は不利益となる可能性のある主な事項を記載したものであり、実際に不利益となるすべての事項を記載しているわけではありません。

ご不明な点等ございましたら、お申込みの前に、生命保険募集人にご確認ください。